

掛川市告示第102号

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）第11条第1号の規定に基づき、  
掛川市排水設備指定工事店を次のとおり指定する。

平成26年8月11日

掛川市長 松 井 三 郎

1 指定工事店住所、名称及び代表者名

島田市相賀1137番地の2

山田設備

山田 達己

2 指定日

平成26年8月11日

3 指定期間

平成26年8月11日から平成29年5月31日まで